

ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する非難声明

去る2月24日、ロシアは、隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このことは、明らかに国連憲章及び人類の平和理念に違反し、世界中の地域社会の平和で安全安心な人々の暮らしを脅かすものであり、断じて容認できない。

さらに、ロシアは国連常任理事国であるにもかかわらず、その元首が「核兵器の使用も辞さない」と他国を威嚇するなど言語道断であり、唯一の核兵器被爆国である日本国民としても、断じて許すことはできない。

たとえいかなる理由があろうとも、軍事力をもってこれを解決しようとすることは、民主的な言論を通じて多様な価値観の融和を図り、市民社会の健全な発展を目指す議会人として、決して看過できない。

我々群馬県の町村議会議長は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍が1日も早くウクライナから完全かつ無条件で撤退することを強く求める。

併せて、我が国政府におかれては、邦人の安全確保はもとより、事態の早期解決に向け、国際社会における日本の地位にふさわしい積極的な対応をされるよう求める。

令和4年3月8日

群馬県町村議会議長会